

住宅・誘導施設の開発・建築等届出時における提出書類

住宅の開発・建築等届出時における提出書類	
開発行為	様式1
	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域位置図 ・土地利用計画図又は造成計画平面図 ・計画敷地求積図又は丈量図
建築等行為	様式2
	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図 ・2面以上の立面図 ・各階平面図 ・配置図 ・計画敷地求積図又は丈量図 ・土地登記簿謄本、法14条地図
届出内容の変更	様式3 <ul style="list-style-type: none"> ・変更となる図面等

※1 法14条地図又は登記事項証明書の書類は不要になりました。

誘導施設の開発・建築等届出時における提出書類	
開発行為	様式4
	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域位置図 ・土地利用計画図又は造成計画平面図 ・計画敷地求積図又は丈量図
建築等行為	様式5
	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図 ・2面以上の立面図 ・各階平面図 ・配置図 ・計画敷地求積図又は丈量図 ・土地建物謄本、法14条地図
届出内容の変更	様式6 変更となる図面等
休止・廃止	様式7

※1 法14条地図又は登記事項証明書の書類は不要になりました。

※2 計画敷地求積図又は丈量図を追加しました。

提出書類の一部変更について

- ※1 住宅及び誘導施設の開発行為の届出について、地目の記載が不要となり、法14条地図の提出を不要としました。ただし、建築等行為については、地目の記載が必要のため、確認する添付書類の提出が必要です。
- ※2 建築等行為について、建築物の存する土地面積の確認が必要となることから、求積図又は丈量図の提出が必要となりました。